



2024年3月22日

各 位

会社名 クロスプラス株式会社
代表者 代表取締役社長 山本 大寛
(コード番号3320 東証スタンダード・名証メイン)
問合せ先 執行役員 鮎川 崇
(TEL 052-532-2211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年4月26日開催予定の第71回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監督体制の強化を通じてより一層のコーポレートガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2024年4月26日(金)	(予定)
定款変更の効力発生日	2024年4月26日(金)	(予定)

以 上

定款変更の内容

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 衣料品の縫製ならびに加工請負	(1) 衣料品の縫製ならびに加工請負
(2) 衣料品及び布地の企画、製造、販売並びに輸出入	(2) 衣料品および布地の企画、製造、販売ならびに輸出入
(3) 帽子、鞆、手袋、靴下、及び服飾品の企画、製造、販売並びに輸出入	(3) 帽子、鞆、手袋、靴下、および服飾品の企画、製造、販売ならびに輸出入
(4) 化粧品、医薬部外品の企画、製造、販売並びに輸出入	(4) 化粧品、医薬部外品の企画、製造、販売ならびに輸出入
(5) 宝石、時計、アクセサリ、貴金属の企画、製造、販売並びに輸出入	(5) 宝石、時計、アクセサリ、貴金属の企画、製造、販売ならびに輸出入
(6) インテリア製品の企画、製造、販売並びに輸出入	(6) インテリア製品の企画、製造、販売ならびに輸出入
(7) 服飾品、装身具に係る市場調査、工業所有権の実施許諾ならびに著作権等の無体財産権の取得、利用、貸与、譲渡およびこれらに関する業務	(7) 服飾品、装身具に係る市場調査、工業所有権の実施許諾ならびに著作権等の無体財産権の取得、利用、貸与、譲渡およびこれらに関する業務
(8) 店舗の企画、運営に関する業務	(8) 店舗の企画、運営に関する業務
(9) 店舗用什器備品の販売	(9) 店舗用什器備品の販売
(10) 通信販売業務	(10) 通信販売業務
(11) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業	(11) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
(12) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	(12) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
(13) 幼児教室及び学習塾の経営	(13) 幼児教室および学習塾の経営

<p>(14) 通信教育事業<u>及び</u>その他の教育・学習支援事業</p> <p>(15) 有料老人ホームの経営<u>及び</u>老人介護サービス</p> <p>(16) 食堂料理飲食、喫茶等のサービス業</p> <p>(17) 情報処理サービス業および情報提供サービス業</p> <p>(18) 不動産の所有、売買、賃貸借<u>並び</u>に管理</p> <p>(19) 経営コンサルタント業務</p> <p>(20) 損害保険代理店業</p> <p>(21) 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p>	<p>(14) 通信教育事業<u>および</u>その他の教育・学習支援事業</p> <p>(15) 有料老人ホームの経営<u>および</u>老人介護サービス</p> <p>(16) 食堂料理飲食、喫茶等のサービス業</p> <p>(17) 情報処理サービス業および情報提供サービス業</p> <p>(18) 不動産の所有、売買、賃貸借<u>なら</u>びに管理</p> <p>(19) 経営コンサルタント業務</p> <p>(20) 損害保険代理店業</p> <p>(21) 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p>
--	---

<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>9名以内とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u></p> <p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p><u>4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p><u>5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
---	--

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役等各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p>	<p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役等各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>
---	--

<p>(新 設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第28条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>	<p>(<u>取締役への重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第25条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
--	--

<p>4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(任期)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を越えることができないものとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p><u>第31条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><u>第29条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p><u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

<p>第<u>33</u>条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第<u>34</u>条 <u>監査役の報酬</u>は、<u>株主総会の決議</u>により定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第<u>35</u>条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第<u>38</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第<u>39</u>条 (条文省略)</p>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第<u>31</u>条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第<u>32</u>条～第<u>33</u>条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第<u>34</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第<u>35</u>条 (現行どおり)</p>
--	--

<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p style="text-align: center;">第<u>40</u>条～第<u>43</u>条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p style="text-align: center;">第<u>36</u>条～第<u>39</u>条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>（附則）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第71回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
---	---